

「スライド特約条項」に係る特記仕様書

本契約は、スライド特約条項（以下、「スライド条項」という。）を適用する契約である。

- 1 本契約におけるスライド条項を適用する業務は仕様書「5 業務内容」に定める清掃業務とする。
ただし、下記に掲げる作業内容は除くものとする。

定期清掃

区分	項目	作業内容
事務室、会議室	繊維床	洗浄
窓ガラス又はアクリル窓 (動物科学館)	仮設足場不要	洗浄 (両面)
〃 (第一レストハウス)	〃	〃 (両面)
〃 (展望レストハウス)	〃	〃 (両面・立会必要)
〃 (ホッキョクグマ館)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (ホッキョクグマ館)	〃	〃 (両面)
〃 (熱帯鳥類館)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (熱帯鳥類館)	〃	〃 (両面)
〃 (は虫類・両生類館※動物水槽大)	〃	〃 (片面・観覧側のみ)
〃 (は虫類・両生類館※動物水槽小)	〃	〃 (片面・観覧側のみ)
〃 (は虫類・両生類)	〃	〃 (両面)
〃 (エゾヒグマ館)	〃	〃 (片面・観覧側のみ)
〃 (エゾシカ・オオカミ舎)	〃	〃 (両面・立会必要)
〃 (寒帯館)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (寒帯館)	〃	〃 (両面)
〃 (寒帯館、アムール外放飼場)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (高山館)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (高山館)	〃	〃 (両面)
〃 (熱帯雨林館)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (熱帯雨林館)	〃	〃 (両面)
〃 (カバ・ライオン館)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (カバ・ライオン館)	〃	〃 (両面)
〃 (キリン館)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (キリン館)	〃	〃 (両面)
〃 (ゾウ館)	〃	〃 (片面・動物部分観覧側)
〃 (ゾウ館)	〃	〃 (両面)
〃 (オランウータンとボルネオの森)	〃	〃 (両面・立会必要)

2 本契約における契約変更前の本市積算時の適用労務単価は、次のものをいう。

- (1) 清掃員 A : 17,600 円
- (2) 清掃員 B : 13,900 円
- (3) 清掃員 C : 12,800 円

スライド条項に基づき 2 回目の変更を行う場合は、本市が直接のスライド条項に基づき契約金額の変更を行った際に示す適用労務単価とする。

3 スライド条項に基づく契約金額の算出方法は次のとおりとする。

次の(1)～(3)に示す金額は、消費税及び地方消費税額を控除した金額とする。

- (1) 変更金額（以下、「スライド額」という。）

本市積算による算出とする。

基準日時点の労務単価にて算出した本市の積算金額に契約当初の落札率（小数点第 7 位切上げ）を乗じて得た金額（1 円未満の端数切捨て）から、契約変更前の契約金額を控除した金額について、契約変更前の契約金額の 1/100（1 円未満の端数切捨て）を超える金額を、スライド額とする。

なお、スライド額は労務単価の変動に伴う直接人件費、直接物品費、業務管理費及び一般管理費等に係る積算額であって、その他の積算額の変更は行わない。

- (2) スライド額の算出式

$$S = X^2 - X^1 - (X^1 \times 1/100)$$

ただし、 $X^2 - X^1 > (X^1 \times 1/100)$

S : スライド額

X^1 : 契約変更前の契約金額

X^2 : 基準日時点の労務単価にて算出した X^1 に相当する金額

($X^2 = \alpha \times \beta$ (α : 落札率、 β : 札幌市積算額))

- (3) 変更後の契約金額

変更前の契約金額に上記の方法にて算出したスライド額を加算した金額

4 契約変更

上記 3 (3)により算出した変更後の契約金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1 円未満の端数切捨て）を新たな契約金額とし、契約変更を行う。